

商品として展示され車両番号標又は標識を有する 中古の軽自動車等の軽自動車税（種別割）の課税免除について

和歌山市では、販売業者の方が販売目的で所有し展示している中古の軽自動車等の軽自動車税（種別割）について、課税免除（全額免除）制度を設けています。

詳しい内容は、以下のとおりです。

1 課税免除の対象となる軽自動車等

販売を目的として取得された中古の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「商品中古軽自動車等」といいます。）であって、次の要件をすべて満たすもの

- ① 古物営業法に定める古物商の許可を受けている販売業者が所有していること
- ② 軽自動車税（種別割）申告書（報告書）の所有形態について、商品車として記載されていること
- ③ 課税免除を受けようとする課税年度の前年度の4月2日以降に取得した商品中古軽自動車等（*新規登録車を除く）であること
- ④ 販売業者が、取得後に新規検査又は継続検査を受けていないものであること
- ⑤ 使用の本拠の位置又は主たる定置場が和歌山市内であり、現に和歌山市内で保有されていること
- ⑥ 課税免除を受けようとする課税年度の賦課期日（4月1日）現在において、商品として和歌山市内で展示していること
- ⑦ 賦課期日現在の登録上の所有者及び使用者が、申請者と同一であること
- ⑧ 課税年度の賦課期日（4月1日）時点で車検切れでないこと。

2 課税免除の対象とならない軽自動車等

次の中古軽自動車等は対象となりません。

- （1）試乗及び貸付を目的とするもの（リース車等）
- （2）回送するために使用するもの
- （3）代用車（代車）として使用するもの
- （4）社用車として使用するもの

3 課税免除の対象となる年度

- （1）取得した商品中古軽自動車等が初めて課税される年度分

（例）令和7年4月2日に取得した場合

⇒令和8年度分の軽自動車税（種別割）から課税となりますので、申請により令和8年度分限り課税免除となります。

- （2）課税免除となるのは、取得後初めての課税分のみです。

※販売業者の方が過年度に商品として所有されていても、課税されたことがなければ免除対象です。

- （3）翌年度以降は課税となりますので、ご注意ください。

（裏面もあります）

4 課税免除の申請方法

○受付期間

課税免除を受けようとする課税年度の4月1日から4月15日（市役所の閉庁日にあたるときは翌開庁日）

○申請書類

① 和歌山市商品用軽自動車等課税免除申請書

和歌山市のホームページ（<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/>）のサイト内検索に「1009835」と入力で申請書ダウンロードページへアクセスできます。

② 自動車検査証、軽自動車届出済証又は標識交付証明書の写し

③ 古物許可証の写し

④ 古物台帳の写し（当該軽自動車等を取得した時点での走行距離が記載されているもの）

⑤ 展示状態の写真（展示場の全体写真と申請する車両ごとに車体とプレート番号がわかるように撮影したもの）

⑥ メーターの写真（賦課期日現在の走行距離がわかるように撮影したもの）

◇その他の関係書類の提出をお願いしたり、実地調査に税務職員がお伺いしたりすることがありますので、あらかじめご了承ください。

○申請場所

和歌山市役所 本庁舎2階 市民税課 2番窓口

（注）郵送での受付はできません。

5 課税免除の決定

申請された後、審査を行い、課税免除とすることとなったものについては、和歌山市軽自動車税（種別割）税額変更通知書により申請者に通知します。

また、審査の結果、不認定となったものについては、別途通知します。

問い合わせ先

和歌山市 財政局 税務部 市民税課 軽自動車税班

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

電話番号：073-435-1035（直通）